

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

### 1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① お客様と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② お客様と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ お客様のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ お客様から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ お客様から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。

### 2. お客さまから既存の保証契約の変更・解除等のお申出があった場合は、上記1. ①～⑤のガイドラインに即して改めて保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

### 3. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

#### ■経営者保証相談窓口

愛知県医療信用組合 業務部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：052-962-9569

以上